

## 長期間にわたり警視庁職員信用組合口座をご利用していないお客さまへのお知らせ

令和6年4月以降、普通預金規定にしたがいまして、下記の条件に該当する預金口座のお取引の一部を順次制限させていただきます。

なお、その場合当組合窓口、ATMでの入金及び他金融機関からの振込入金をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

お取引停止の対象となる口座	当組合からの郵便物が不着となっているお客様で、3年以上利息入金以外に入出金のない普通預金口座
---------------	--

解約を希望する場合は、通帳、キャッシュカード、お届け印をご持参のうえ、当組合本支店にご来店ください。

### 【普通預金規定7（3）】

この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

### 【問合せ先】

警視庁職員信用組合 業務部  
TEL 03-3506-8137